

【承認日：令和2年5月25日】

## 調査計画全文

### 1 調査の名称

工業統計調査

### 2 調査の目的

我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

全国

#### (2) 属性的範囲

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類E - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）について行う。

工業統計調査の実施に先立って調査を受ける事業所を確定するために、準備調査を行う。

工業統計調査は、甲調査及び乙調査とし、甲調査は従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、乙調査は従業者4人以上29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）について行う。

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

#### (1) 数

甲調査：約60,000事業所

乙調査：約245,000事業所

なお、調査を受ける事業所を確定するために行う準備調査の対象となる事業所は甲調査及び乙調査対象の事業所を含めて約500,000事業所。

#### (2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

母集団名簿：準備調査の結果に基づいて作成された工業統計調査名簿

(3) 報告義務者

工業統計調査の報告者となる事業所の管理責任者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は、別添1及び別添2の「調査票」を参照）

1) 甲調査

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 本社又は本店の名称及び所在地
- ③ 他事業所（国内）の有無
- ④ 経営組織
- ⑤ 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ⑥ 従業者数
- ⑦ 現金給与総額
- ⑧ ⑨、⑩、⑪、⑫、⑬の消費税の経理処理の状況
- ⑨ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
- ⑩ 有形固定資産
- ⑪ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
- ⑫ 製造品の出荷額、在庫額等
- ⑬ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
- ⑭ 主要原材料名
- ⑮ 作業工程
- ⑯ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- ⑰ 工業用地及び工業用水

2) 乙調査

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 本社又は本店の名称及び所在地
- ③ 他事業所（国内）の有無
- ④ 経営組織
- ⑤ 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ⑥ 従業者数
- ⑦ 現金給与総額
- ⑧ ⑨、⑩、⑪の消費税の経理処理状況

- ⑨ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額
- ⑩ 製造品出荷額等
- ⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
- ⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- ⑬ 主要原材料名及び簡単な作業工程

(2) 基準となる期日又は期間

経済センサス - 活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、5の(1)の1)⑦、⑨、⑩、⑫(品目別製造品在庫額を除く)、⑬、⑯及び2)⑦、⑨、⑩、⑪、⑫は、前年1月1日から12月31日までの1年間によって行う。

また、5の(1)の1)⑪は、前年の年初(1月1日現在)、年末(12月31日現在)、5の(1)の1)⑫(品目別製造品在庫額)は、年末(12月31日現在)によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

- ① 調査員調査(報告者は、i) 前回調査で乙調査の対象であった単独事業所(単独事業所には、本所若しくは支所となる製造事業所が1つとなる企業の事業所を含む。ただし、前回調査以前に郵送調査で実施したものを除く。)及びii) 新たに調査対象となる事業所  
配布：総務省及び経済産業省—都道府県—市町村<sup>(注)</sup>—統計調査員—報告者  
回収：報告者—民間事業者—総務省及び経済産業省

(注) 市には特別区を含む。以下同じ。

- ② 郵送調査(報告者は、上記①以外の調査対象の事業所)  
配布及び回収：総務省及び経済産業省—民間事業者—報告者

(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他)

1) 準備調査

- ① 工業統計調査の実施に先立って調査対象を確定するために、準備調査を行う。
- ② 準備調査は、別添3に掲げる工業調査準備調査名簿(以下「準備調査名簿」という。)を用いて他計方式によって行う。

2) 調査員調査

統計調査員が準備調査の結果に基づき、担当調査区内の調査員調査の報告者に対し、調査票を配布<sup>(注)</sup>し、民間事業者が回収する方法により行う。

ただし、報告者が政府統計共同利用システムにより報告した場合は、政府統計共同利用システムから当該報告者に係る報告内容を入手する。

(注) 訪問による対面の配布を原則とする。災害等に起因し、それが困難な場合は、郵送等による配布も可とする。

### 3) 郵送調査

総務省及び経済産業省が業務を委託した民間事業者が調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。

ただし、報告者が政府統計共同利用システムにより報告した場合は、政府統計共同利用システムから当該報告者に係る報告内容を入手する。

#### <民間事業者に委託する主な業務内容>

- ① 郵送調査、オンライン調査、調査票回収対応等の体制整備・管理、調査関係書類作成
- ② 報告者への調査関係書類の配布・調査票の回収・督促等
- ③ 報告者からの照会対応
- ④ 調査票の内容検査・電子データ化
- ⑤ 総務省及び経済産業省における調査票審査の際に生じた疑義に係る報告者への照会

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

1年（ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。）（2020年調査以降）

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

提出期限は、毎年6月下旬

## 8 集計事項

別添4「集計事項一覧」を参照。

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

### (1) 公表の方法

インターネットにより公表する。

(2) 公表の期日

工業統計調査速報は、調査実施翌年の3月末までに公表する。

工業統計調査産業別統計表〔概要版〕は、調査実施翌年の5月末までに公表する。

工業統計調査産業別統計表、品目別統計表、地域別統計表は、調査実施翌年の12月末までに公表する。

10 使用する統計基準

調査対象範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても、日本標準産業分類による。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報	保存期間	保存責任者
準備調査名簿の写し	2年	市町村長及び都道府県知事
準備調査名簿	1年	経済産業大臣
工業調査票甲及び乙	2年	経済産業大臣
準備調査名簿、調査票及び集計表を記録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

「5の(1)報告を求める事項」中「1)甲調査」の⑥から⑰まで及び「2)乙調査」の⑥から⑬までに掲げる事項。

13 その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更)

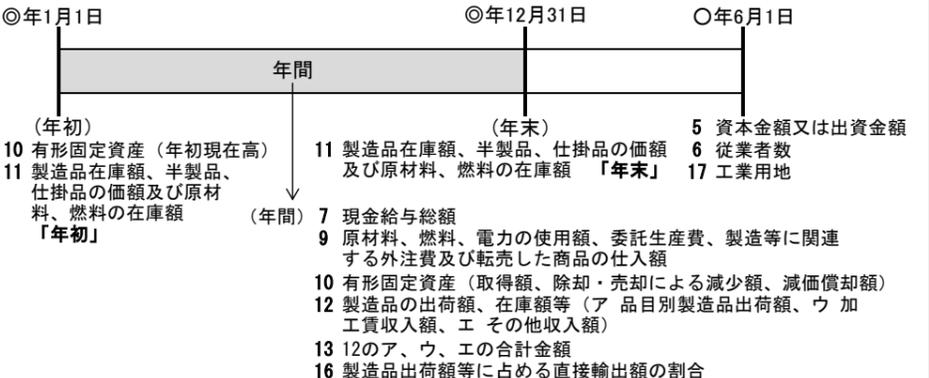
東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、別添5のとおり。



**記入注意**  
【調査事項の説明】 ○=その項目に含まれる数字 ×=その項目に含まれない数字

調査期間 ◎年1月～12月

・調査期間が「年間」となっている事項については、◎年1月～12月までの1年間の実績をご記入ください。  
・調査時点が「年初」となっている事項については◎年1月1日時点、「年末」となっている事項については◎年12月末日時点の数値をご記入ください。  
・それ以外については、◎年6月1日現在の数値をご記入ください。



※◎年1月から12月までの1年間で記入出来ない場合は、◎年を最も多く含む決算期間(12か月)で記入してください。  
なお、その場合の「年初・年末」はそれぞれ「期首・期末」で記入してください。

**6 従業員数**

- (1) 「①個人業主及び無給家族従業員」  
個人業主とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいいます。  
個人が共同で事業を行っている場合は、そのうち1人を個人業主とし、他の人は「③正社員・正職員」としていただきます。  
無給家族従業員とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人を行います。  
× 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」とします。
- (2) 「②有給役員」とは、貴事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいいます。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、貴事業所が役員報酬を支給している場合は、貴事業所の有給役員に該当します。  
× 無給役員は従業員には該当しません。
- (3) 「③常用雇用者」とは、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。臨時社員などと呼ばれている人でも、この定義に当てはまる場合は「常用雇用者」に含めます。  
(ア) 「③正社員・正職員」として、貴事業所で「正社員」、「正職員」として処遇している人を記入します。一般的に、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、貴事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。  
(イ) 「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」には、常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「③正社員・正職員」として「人」以外の人を記入します。
- (4) 「⑤臨時雇用者」には、「常用雇用者」の定義に該当しない人(1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人)を記入します。④以外のパート・アルバイトなどを含めます。
- (5) 「⑥合計」には、①～⑤の合計を記入してください。「⑧出向・派遣受入者」のみの場合は「0」と記入してください。  
「⑦送出处」には、労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向など貴事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人を記入します。
- (6) 「⑨出向・派遣受入者」には、別経営の事業所に籍を置いたまま貴事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業員を記入します。  
× 別経営の事業所から業務請負により、貴事業所で働いている人は含めません。
- (7) 「この事業所に従事している人の男女計」には、⑥ - ⑤ - ⑦ + ⑧ の値を記入してください。甲調査(従業員30人以上)、乙調査(従業員4～29人)の判断に用います。

**7 現金給与総額**

- 貴事業所が支払っている給与等(派遣会社への支払額などを含みます)について、所得税、保険料、組合費などを差し引かない金額を記入してください。  
○ 貴事業所分として本社が負担している金額  
× 現物支給したものの、事業所負担の社会保険料、非常勤の役員に対する報酬
- (1) 「常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、別に支払われた給与(期末賞与等)の額」  
労働契約、団体協約、給与規則などによって、あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当などと、一時的な理由により特別に支払われた結婚手当、期末賞与などを記入してください。  
× 出向・派遣受入者に対する支払額 → 「その他の給与額等」に記入します。
  - (2) 「その他の給与額等」  
常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額(出向元企業・派遣会社への支払額など)、臨時雇用者に対する給与、出向させている人に対する負担額などを記入してください。

**8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別**

選択した記入方法を○で囲んでください。9項以降は「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。

**9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額**

- (1) 「原材料使用額」

- (ア) 燃料以外のすべての製造加工用等の原材料(委託生産のために他企業に支給した原材料及び製品を含みます)及び工場維持管理のための材料、消耗品、購入した水などのうち、**実際に製造等に使用した総使用額**をいいます(購入額を記入するものではありません)。
  - (イ) 原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を製造加工のために使用した場合は、はじめに使用した原材料費だけを記入してください。
  - (ウ) 同一企業に属する他の事業所から受け入れたものは市価に換算して記入してください。
  - (エ) 燃料として使用されるものでも、原料として使用された場合、例えばコークス製造用の石炭、ゴム溶剤に用いられた石油などは、原材料使用額に含めてください。
- (2) 「燃料使用額」には、貨物運搬用・暖房用も含みます。  
同一企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所が使用した石炭、石油などの使用額は、製造品出荷額等の最も多かった事業所にまとめて記入してください。
- (3) 「電力使用額」には、工場の電灯用も含みます。 × 自家発電によるものは含めません。
- (4) 「委託生産費」とは、**自己の所有する原材料又は製品を他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託(「委託生産」もしくは「外注加工」)した場合に支払う加工賃**をいいます。支給した原材料又は製品は「原材料使用額」に記入します。
- (5) 「製造等に関連する外注費」  
「製造原価」(売上原価)に計上した外注費のうち、**当該事業所収入に直接関係する外注費**をいいます。  
○ 生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包  
○ 製品に組み込まれるソフトウェアの開発  
○ 製品の据付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理  
× 委託生産費 → 「委託生産費(外注加工費)」に記入します。  
× 派遣会社への支払額 → 「7 現金給与総額(その他の給与額等)」に記入します。  
× 固定資産に計上されるもの  
× 警備、清掃、福利厚生、管理事務、構外運送、広告・宣伝など管理・販売関係の外注費
- (6) 「転売した商品の仕入額」とは、調査期間中に実際に売り上げた「転売品」に対応する仕入額をいいます。【計算式】 年初転売品在庫額 + 年間転売品仕入額 - 年末転売品在庫額

**10 有形固定資産**

- 貴事業所が所有するすべての有形固定資産(事業所構外のものを含む)の帳簿価額を8項で選択した評価方法(「消費税込み」「消費税抜き」)に換算して記入してください。
- (1) 「年初現在高」には、「土地」と「土地を除く有形固定資産計」(構築物、機械・装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品)の両方を、それぞれ記入してください。なお、帳簿価額は、▲年までの減価償却額を取得価額から差し引いた額になります。
  - (2) 「取得額」  
(ア) 購入、建設、自家製作、同一企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設仮勘定が振り替える、取得の際の帳簿価額及び振り替えの際の評価額を記入してください。  
(イ) ○ 増改築、改造、増設などによって、有形固定資産の帳簿価額が増加した場合 × 資産の再評価によって固定資産の帳簿価額が増加した場合
  - (3) 「除却・売却による減少額」には、売却、撤去、同一企業に属する他の事業所への引き渡し又は滅失による除却額を記入します。「土地」と「有形固定資産計(土地を除く)」に区分して記入してください。土地の減損分は含めません。
  - (4) 「減価償却額」には、減価償却費(有形固定資産動産)から控除した金額又は、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てる金額を記入してください。「減価償却額」がない場合は、「0」を記入してください。
  - (5) 「建物、構築物」  
(ア) 建物には、工場、事務所のほか、貴事業所の固有の資産台帳に含まれている社宅、その他事業所の用に供する資産(構外のものを含む)並びに附属設備を含めてください。  
(イ) 構築物には、橋、岸壁、さん、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、道、駐車場の減価償却対象となるものを含めてください。
  - (6) 「建設仮勘定」を記入している場合は、借入金に加えた金額を「増」に、この勘定から有形固定資産に振り替えた金額の合計を「減」に記入してください。ただし、有形固定資産以外のもの(例えば、ソフトウェアなどの無形固定資産など)及び土地については除いてください。

**11 在庫額、半製品、仕掛品の額及び原材料、燃料の在庫額**

- 8項で選択した評価方法(「消費税込み」「消費税抜き」)に換算して記入してください。それ以外のときは、見積り市価を記入してください。
- 「在庫額」には、貴事業所が製造等のために所有するもの(他企業へ原材料を支給して製造させ委託生産品及び加工している原材料を含みます)を記入してください。ただし、他企業が所有している原材料及び加工している製品(受託生産品)、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)は、含めません。
- (2) 部分でも、事業所から出荷されるものの在庫は、製造品在庫額に含めます。

**12 製造品の額、在庫額等**

- 8項での選択(「消費税込み」「消費税抜き」)による金額を記入してください。
- (1) 「製造品」には、**部分品、副産物、製造工程から出たくず、廃物も記入**してください。
  - (2) 「製造品」「加工品名」、「その他収入の種類名」、「番号」、「数量単位名」などの記入に当たっては、調査票と同時に配布した「商品分類表」によって記入してください。  
(3) 調査票に書ききれないときは、調査票と同時に配布した「調査票の記入の仕方」にある補助用紙を用いてください。その際、調査票には「以下別紙」と記入するとともに、補助用紙には必ず貴事業所名を記入してください。ただし、補助用紙を用いた場合でも合計金額は、調査票の「製造品出荷額計」、「製造品在庫額計」、「加工賃収入額計」、「その他収入額計」欄に記入してください。
- 「**製品別製造品出荷額**」
- (ア) 酒税、たばこ税、たばこ特別税、たばこ地方税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ金額を記入してください。
  - (イ) 自己の所有する原材料又は製造した製品を他企業の国内事業所に**支給して製造加工させてそのまま出荷したものの(委託生産品)も含みます**。
  - (ウ) 転売品は、ここには含めないで、「エ その他収入額」に「転売収入」として記入してください。
  - (エ) 割引、値引されたものは、その分を差し引いてください。
  - (オ) **同一企業に属する他の事業所へ引き渡したのもも含みます**。なお、その際の出荷額については、市価によって記入してください。
  - (カ) 構内に店舗を持たず、製造した製品をインターネットや通信販売等により直接消費者に販売したものの(製造直販)はここに含めてください。ただし、製造して構内の店舗で消費者に販売したものの(製造小売)は、ここには含めないで、「エ その他収入額」に「製造小売収入」として記入してください。

- (キ) 出荷額は、工場出荷金額とし、**積込料、運賃、保険料及びその他諸掛を除いた金額で記入**してください。
  - (ク) 取引先での据付・工事や保守・点検などを含めた契約となっている製造品については、製造品の代金は「ア 製品別製造品出荷額」に、据付・工事の代金は「エ その他収入額」に「建設業収入」として、保守・点検の代金は「エ その他収入額」に「学術研究、専門・技術サービス業収入」としてそれぞれ分離して記入してください。
- (5) 「**製品別製造品在庫額**」
- (ア) 帳簿価額を8項で選択した評価方法(「消費税込み」「消費税抜き」)に換算して記入してください。それが難しいときは、見積り市価によってください。
  - (イ) 半製品及び仕掛品は含めないでください。
- (6) 「**加工賃収入額**」には、他企業(国内外にかかわらず)が所有する原材料又は製品に加工をして調査期間中に引き渡したものに対して受け取ったもしくは受け取るべき加工賃を記入してください。
- (7) 「**エ その他収入額**」
- (ア) 「ア 製品別製造品出荷額」及び「ウ 加工賃収入額」**以外の収入**を記入してください。ただし、知的財産収入、利子・配当などの事業外収入、有形固定資産などの売却収入は含めないでください。
  - (イ) 「**修理料収入**」、「**販売電力収入**」、「**冷蔵保管料収入**」は、ここに記入してください。  
(注) 船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールなどは、「修理料収入」としないでください。自己所有の原材料によって修理をした場合は、「製品別製造品出荷額」に記入し、他から原材料の支給を受けた場合は、「賃収入額」に記入してください。
  - (ウ) **転売品 売収入は「転売収入」としてここに記入**してください。
  - (エ) 製造 構内の店舗で消費者に対して販売したものは、「製造小売収入」としてここに記入してください。

**14 主要な名**

購入又は支給されて使用した原材料のうち、主なものを記入してください。購入又は支給された原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を原材料として製品を作る場合は、最初に購入又は支給された原材料名を記入してください。

**作業工程**

製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品及び加工品のうち、主なものについて、貴事業所の作業工程を段階的に説明してください。2種類以上の製法のある製造品については、そのうちの製法によっているか、また、機械によっているか、手作業によっているか、要点を明確に記入してください。

**16 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合**

直接輸出とは、貴事業所が直接自社又は自己名義で通関手続を行い、輸出許可証の交付を受けたものをいい、商社等他企業を経由して輸出したものは除きます。「13 12のア、ウ、エの合計金額」に占める直接輸出額の割合を**小数点第2位**まで記入してください。

**17 工業用地及び工業用水**

- (1) 「**ア 事業所敷地面積**」  
(ア) 「**敷地面積**」には、貴事業所で使用(賃借を含む)している敷地の全面積を記入してください。ただし、鉱区、住宅、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と、道路(公道)、堀、柵などにより、明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が、何らかの方法で区別できる場合は除いてください。
- (2) 「**工業用水**」とは、貴事業所内で生産のために使用される用水(従業員の飲料水、雑用水を含む)をいい、「**1日当り用水量**」とは、調査期間中の1年間に、貴事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものです。
- (3) 「**イ 1日当り水源別用水量**」  
(ア) 「**公共水道**」には、都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水の量を記入してください。  
(イ) 「**4 その他の淡水**」には、公共水道、井戸水、回収水のいずれにも属さないもので、例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水する水(地表水)及び河川敷又は旧河川敷内において集水堰きよによって取水する水(伏流水)、農業用水路から取水する水、他事業所から供給を受ける水などの量を記入してください。

**備考欄**

「休業中」、「操業準備中」、「操業開始後未出荷」の事業所は、その旨を記入してください。また、各調査項目について、▲年に比べて著しく数値が多い又は小さい場合(例えば2倍以上又は1/2以下の場合)には、その理由を記入してください。

**「転売品」とは、「他の事業所」から仕入れて「そのまま」販売したものをいいます。**

- ・「他の事業所」には同一企業に属する他の事業所を含みます。
- ・「そのまま」には、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う軽度の加工を含みます。ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なして、転売品には含まれません。

**「賃加工」とは**

**貴事業所が、他企業の事業所から支給された主要原材料を使用して製造し、あるいは他企業の事業所の所有する製品等に加工することをいいます。**

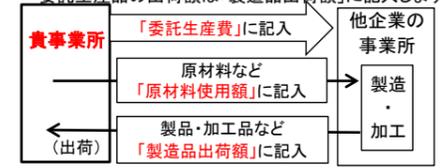
・貴事業所が賃加工を行って受け取った加工賃が「加工賃収入」となります。



**「委託生産(外注加工)」とは**

**貴事業所が、貴事業所の所有する原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して、製造、加工を委託することをいいます。**

・委託生産のために貴事業所が支払った加工賃が「委託生産費」となります。  
・委託生産品の出荷額は「製造品出荷額」に記入します。



○年工業統計調査 工業調査票乙(○年実績)

(従業者29人以下の事業所用)

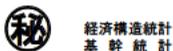
Table with 2 columns: 業群, 業番

★この調査票は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づき、統計作成の目的以外には使用されません。

乙○年



経済産業省 政府統計



経済構造統計 基幹統計

Table with 3 columns: 市区町村番号, 調査区番号, 工業調査事業所番号

★この調査票は、統計調査員が提出した調査票の記入の仕方をご参照ください。金額は、一万円未満を四捨五入して、「万円」まで記入してください。

Main form sections 1-11 including: 1 事業所の名称及び所在地, 2 本社又は本店の名称及び所在地, 3 他事業所(国内)の有無, 4 経営組織, 5 資本金額又は出資金額, 6 従業者数, 7 現金給与総額, 8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別, 9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額

Main form sections 10-13 including: 10 製造品出荷額等, ア 品目別製造品出荷額(年間), イ 加工賃収入額(年間), ウ その他収入(年間), 11 ア、イ、ウの合計金額, 12 製造 出荷額等に占める直接輸出額の割合(年間), 13 主要原材料名及び簡単な作業工程

8 項での記入(赤字)は、都道府県工業統計調査員が記入してください。

この欄は都道府県が使用します。





経済構造統計  
基幹統計

工業調査準備調査名簿

○市区町村番号	◎調査区番号	○整理番号

○市区郡名	○区町村名

1 工業調査事業所番号 甲及び乙	2 事業所名 営業上用いられている名称を記入してください。定まった名称のない場合は、事業主の氏名を記入してください。	3 事業所所在地 都道府県名及び市区名（郡部の場合は町村名）を除き、以下番地、〇〇ビルまで詳細に記入してください。	4 主要製品名 製造品又は賃加工品名の主なものを記入（商品分類表★印の品目名及び番号）してください。		5 従業者数 （臨時雇用者を除く） （送出处）	6 調査票別	7 事業所の異動状況 該当するものを○で囲んでください。		8 備考
			◎番号	品目名			新規	削除	
		TEL - - 〒				乙乙 1 2	1. 開設・転入 2. 転業 3. 調査区移動 4. 既設	5. 廃業・転出 6. 転業 7. 調査区移動	
		TEL - - 〒				乙乙 1 2	1. 開設・転入 2. 転業 3. 調査区移動 4. 既設	5. 廃業・転出 6. 転業 7. 調査区移動	
		TEL - - 〒				甲乙乙 1 2	1. 開設・転入 2. 転業 3. 調査区移動 4. 既設	5. 廃業・転出 6. 転業 7. 調査区移動	
		TEL - - 〒				甲乙乙 1 2	1. 開設・転入 2. 転業 3. 調査区移動 4. 既設	5. 廃業・転出 6. 転業 7. 調査区移動	
		TEL - - 〒				甲乙乙 1 2	1. 開設・転入 2. 転業 3. 調査区移動 4. 既設	5. 廃業・転出 6. 転業 7. 調査区移動	

- ◎印欄は調査員又は市区町村、○欄は市区町村で記入してください。
- 従業者数は、「この事業所に従事している人の男女計」を記入してください。
- 調査票の種別欄は従業者数4～29人の事業所は「乙1」、従業者数1～3人の事業所は「乙2」に○をつけてください。
- 事業所数は名簿の1枚目に記入してください。
- 調査員氏名欄は各業ごとに記入（押印でも可）してください。
- 調査区番号又は市区町村番号に変更があった場合には、備考欄に旧番号を記入してください。
- 同一市区町村内事業所の異動は、事業所の異動状況欄の「調査区移動」に○をつけてください。

◎事業所数 合計	◎甲	◎乙		◎うち休業			
		乙1	乙2	甲	乙1	乙2	
		4～29人	1～3人		4～29人	1～3人	

調査員氏名

別添4

## 工業統計調査 集計事項一覧

# 工業統計調査速報集計

集計事項等		結果表番号	第 1 表	第 2 表	第 3 表	第 4 表
対象	従業者4人以上の事業所		○	○	○	○
地域 区分	全 国		○	○	○	○
	都 道 府 県				○	○
分類 事項	産 業 分 類			中		
	時 系 列	10年			○	
集 計 事 項	事 業 所 数		○	○	○	
	従 業 者 数		○	○	○	
	現 金 給 与 総 額		○	○		
	原 材 料 使 用 額 等		○	○		
	製 造 品 出 荷 額 等		○	○	○	○
	付 加 価 値 額 (従業者29人以下は粗付加価値額)		○	○	○	
	有 形 固 定 資 産		○ <sup>1)</sup>	○ <sup>1)</sup>		
	年 末 在 庫 合 計 額			○ <sup>1)</sup>		
	製 造 品 年 末 在 庫 額			○ <sup>1)</sup>		
	半 製 品 ・ 仕 掛 品 年 末 在 庫 額			○ <sup>1)</sup>		
原 材 料 ・ 燃 料 年 末 在 庫 額			○ <sup>1)</sup>			
主 産 業 の 概 況 ( 1 ~ 3 位 )					○	

1) 従業者30人以上の事業所に限る。

# I 産業別統計表[概要版]

集計事項等		結果表番号	第 1 表	第 2 表	第 3 表
対象	従業者4人以上の事業所		○		○
	従業者30人以上の事業所			○	
地域 区分	全 国		○	○	○
	都 道 府 県				○
分類 事項	産 業 分 類		細 小 中	細 小 中	中
集 計 事 項	事 業 所 数		○		○
	従 業 者 数		○		○
	現 金 給 与 総 額		○		○
	原 材 料 使 用 額 等		○		○
	製 造 品 出 荷 額 等		○		○
	付 加 価 値 額 (従業者29人以下は粗付加価値額)		○		○
	有 形 固 定 資 産			○	
	年 末 在 庫 合 計 額				
	製 造 品 年 末 在 庫 額			○	
	半 製 品 ・ 仕 掛 品 年 末 価 額			○	
原 材 料 ・ 燃 料 年 末 在 庫 額			○		

## II 確報集計

### 1) 産業別統計表

集計事項等		結果表番号							
		第 1-(1) 表	第 1-(2) 表	第 1-(3) 表	第 2-(1) 表	第 2-(2) 表	第 2-(3) 表	第 3 表	第 4 表
対 象	従業者3人以下の事業所								
	従業者4人以上の事業所	○			○	○		○	
	従業者4人～29人の事業所			○					
	従業者30人以上の事業所		○				○		○
地域 区分	全 国	○	○	○	○	○	○	○	○
	都 道 府 県								
	大 都 市								
分類 事項	産 業 分 類	中 小 細	中 小 細	中 小 細	中	中 小 細	中	中 小 細	中
	従 業 者 規 模				○ <sup>1)</sup>	○	○		
	資 本 金 規 模							○	
	時 系 列	5年	5年	5年		5年	5年		
集 計 事 項	事 業 所 数	○	○	○	○	○	○	○	○
	従 業 者 数	○	○	○	○	○		○	
	現 金 給 与 総 額	○	○	○	○	○		○	
	原 材 料 使 用 額 等	○	○	○	○	○		○	
	有 形 固 定 資 産		○					○	
	製 造 品 在 庫 額、半製品 の 在 庫 額 及 び 原 材 料、燃 料 の 在 庫 額		○					○	
	製 造 品 出 荷 額 等	○	○	○ <sup>2)</sup>	○	○		○	
	生 産 額		○			○			
	付 加 価 値 額 (従業者29人以下※ は粗付加価値額)	○	○		○	○			
	粗 付 加 価 値 額		○	○				○	
	事 業 所 敷 地 面 積								○
1 日 当 た り 水 源 別 用 水 量								○	

1) 10区分

2) 内訳を表章

2) 品目別統計表

集計事項等		結果表番号	第 1-(1) 表	第 1-(2) 表	第 1-(3) 表	第 1-(4) 表	第 1-(5) 表	第 1-(6) 表	第 1-(7) 表	第 1-(8) 表	第 2 表	第 3-(1) 表	第 3-(2) 表
対象	従業者4人以上の事業所		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	従業者30人以上の事業所								○				
地域 区分	全 国		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	都 道 府 県			○	○								○
分類 事項	産 業 分 類			中			細	細	中		中	中	
	品 目 分 類		○		○	○	○	○	○	○	○ <sup>1)</sup>	○ <sup>2)</sup>	○ <sup>2)</sup>
	従 業 者 規 模					○							
	資 本 金 規 模									○			
集 計 事 項	時 系 列		5年	5年									
	産 出 事 業 所 数		○		○	○	○	○	○		○	○	○
	品 目 別 出 荷 額		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	出 荷 数 量		○		○								
	品 目 別 在 庫 額								○				
在 庫 数 量								○					
産 出 率						○	○						

1) 賃加工品目

2) 製造業以外の品目

### 3) 地域別統計表

集計事項等		結果表番号	第 1-(1) ① 表	第 1-(1) ② 表	第 1-(2) ① 表	第 1-(2) ② 表	第 1-(3) 表	第 2-(1) 表	第 2-(2) 表	第 3 表
象対	従業者4人以上の事業所		○	○				○		○
	従業者4人～29人の事業所						○			
	従業者30人以上の事業所				○	○			○	
地域区分	全 国		○	○	○	○	○		○	
	都 道 府 県		○	○	○	○	○	○	○	○
	市 区 町 村									○
	大 都 市		○	○	○	○	○			
分類事項	産 業 分 類			中	中	中	中	細		
	従 業 者 規 模		○		○ <sup>1)</sup>		○ <sup>1)</sup>			
	時 系 列		5年	5年	5年	5年	5年			
集計事項	事 業 所 数		○	○	○		○	○	○	○
	従 業 者 数		○	○	○		○	○		○
	現 金 給 与 総 額		○	○	○		○	○		○
	原 材 料 使 用 額 等		○	○	○		○	○		○
	有 形 固 定 資 産					○				
	製 造 品 在 庫 額、半 製 品 の 在 庫 額 及 び 原 材 料、燃 料 の 在 庫 額					○				
	製 造 品 出 荷 額 等		○	○	○		○	○		○
	生 産 額				○					
	付加価値額 (従業者29人以下は粗付加価値額)		○	○	○			○		
	粗 付 加 価 値 額						○			○
	事 業 所 敷 地 面 積								○	
1 日 当 たり 水 源 別 用 水 量								○		

1) 事業所数のみ表章

## 東日本大震災に伴う調査計画の変更

### 1 変更内容

#### (1) 調査範囲からの除外

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項又は第20条第2項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区を含む。）及び都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの区域に含まれる調査区。

- ① 原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象となった区域。
- ② 住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象となった区域のうち帰還困難区域。

#### (2) 調査方式の変更

東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣が定める調査区内の事業所については、地域の実状を勘案し別途総務大臣及び経済産業大臣が定める方法により調査するものとする。

### 2 変更する期間

本変更は調査実施年を平成31年とする調査以降の対応とする。

### 3 公表上の取扱い

指示の対象となった区域等に含まれる事業所を除いて集計することから、公表において特段の取扱いは行わない。

## 工業統計調査の必要性

本調査は、事業所数、従業者数、現金給与額、原材料・燃料・電力使用額、製造品出荷額、有形固定資産額、工業用水の使用量などを産業分類別、規模別、地域別等に工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的としている。

調査の結果は、中小企業等経営強化法の運用、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の運用など中小企業施策、産業立地施策及び都道府県における流域別下水道整備総合計画、流域別下水道整備総合計画に関する基本方針の策定などの各種施策の立案・実施のための基礎資料として利用されている。また、国民経済計算、企業物価指数、産業連関表、鉱工業生産指数、中小企業白書などの各種二次統計作成のための基礎資料及び各種統計調査の母集団など幅広く利用されている。